

令和7年3月28日
富津市役所

懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を行いましたので、職員の懲戒処分の基準に関する規程に基づき、次のとおり公表します。

(1) 事案の概要

- ①令和6年6月11日午後4時頃に勤務場所から無断で帰宅し、翌12日は、市からの連絡に応じることなく欠勤した。
- ②契約書や通知書等について、未決裁で公印を使用し相手方に交付した。
- ③費用弁償の過払いによる返還金について、令和6年2月から6月までの間、自席の机に保管していた。

当該行為は、富津市職員の懲戒処分の基準に関する規程別表第1中「欠勤」「公文書の不適切な取扱い」「公金等の不適正処理」に該当する。

(2) 被処分者及び処分内容

所属部署	年齢	性別	処分内容
健康福祉部	20歳代	男	減給10分の1(3か月)

(3) 処分年月日

令和7年3月28日